6 石綿含有建材の除去及び処理

2 石綿粉じん濃度測定

測定方法
・自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・測定 4 ・測定 5	粉じん相対濃度(ﾃﾞｼﾞﾀﾙ粉じん)計、ﾊﾟｰﾃｨｸﾙｶｳﾝﾀｰ、繊維状粒子自動測定器(ﾘｱﾙﾀｲﾑﾌｧｲﾊﾞｰﾓﾆﾀｰ)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀ直径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)
・測定 4　・測定 5 ・	25	5	30
・測定　・	47	10	120
・測定　・	47	10	240
・測定　・			

3 石綿含有吹付け材の除去

除去工法　(6.3.2)
※解体共仕第６章３節による。
・

4 石綿含有保温材等の除去

除去工法　(6.4.1)
※粉じん飛散抑制剤等による湿潤化の後、原形のまま手ばらしで行う。
※作業場から外部への飛散防止措置（隔離養生（負圧不要））を行う。
・掻き落し・破砕・切断等による除去を行う。
※「３　石綿含有吹付け材の除去」により、作業場を隔離する。

5 除去した石綿含有吹付け材等のこん包及び飛散防止

除去した石綿含有吹付け材・保温材等のこん包及び飛散防止　(6.3.2)(6.4.3)
※密封処理（二重袋梱包）
※湿潤化
・固型化（※セメント固化　・　　）

6 石綿含有成形板の除去

作業場の区画　(6.5.1)
※建物内部で除去を行う場合、除去作業場所と他の場所を隔てるため、開閉部位（出入口,換気口,窓等）は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部位を養生ｼｰﾄ等で塞ぐ。
・作業場所周辺の養生（養生シート等）の実施

石綿含有成形板の種類

材料名	使用部位	厚さ(mm)	備考

※上記以外に石綿含有が疑われる建材があった場合は、速やかに監督員と協議すること。

7 石綿含有仕上塗材の除去

除去工法　(6.6.1)
・①水洗いｴ法　・②手工具ｹﾚﾝｴ法　・③集塵装置付併用手工具ｹﾚﾝｴ法
・④高圧水洗ｴ法　・⑤集塵装置付高圧水洗ｴ法　・⑥超高圧水洗ｴ法
・⑦集塵装置付超高圧水洗ｴ法　・⑧超音波ｹﾚﾝｴ法
・⑨剥離剤併用手工具ｹﾚﾝｴ法　・⑩剥離剤併用高圧水洗ｴ法
・⑪剥離剤併用超高圧水洗ｴ法　・⑫剥離剤併用超音波ｹﾚﾝｴ法
・⑬ﾃﾞｨｽｸｸﾞﾗｲﾝﾀﾞｰｹﾚﾝｴ法　・⑭集塵装置付ﾃﾞｨｽｸｸﾞﾗｲﾝﾀﾞｰｹﾚﾝｴ法
・⑮その他（上記工法と同等以上の効果を有するｴ法）：

石綿則及び大気汚染防止法に基づき除去を行い、定められた工法による除去が困難な場合は、監督職員と協議すること。

管理型処分場での汚泥としての処理：・必要

8 除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等

除去した石綿等の処理　(6.3.3)(6.4.3)(6.5.3)(6.6.4)
※特別管理産業廃棄物として管理型最終処分場で埋立処分
・中間処理
・都道府県知事等から設置許可を受けた溶融施設において溶融処理
・大臣認定を受けた無害化処理施設での無害化処理

7 追加特記

1 公共事業労務費調査への協力

※協力する

2 工事監理方式

共同監理　・有り　・無し

3 適用基準等

・営繕工事電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室監修）
※工事運行マニュアル（新潟県土木部都市局営繕課作成）
・

4 工事成績評定

※受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。（様式等は、工事運行マニュアルによる。）

5 工事機械（機械の選定）

※機械の選定に当たっては、地域の安全及び環境対策上、転倒、騒音、振動等について十分注意して行なわなければならない。また工事規模、施工方法等に見合った、安全な作業ができる能力をもった機械を選定しなければならない。
機械の能力を十分に把握・検討し、その能力を超えて使用してはならない。

（組立及び解体）

※機械の組立及び解体に当たっては、機械に精通した者の直接の指導により、定められた手順を厳守しなければならない。

（使用及び移動）

※建設機械を使用し又は移動させる場合は、機械類に関する関係法令を厳守し、架線その他の構造物に接触し、若しくは定められた範囲以上に近接し、又は道路等に損害を与えることがないようにしなければならない。
※建設機械を作動させる範囲は、原則として工事現場内としなければならない。やむを得ず工事現場外で使用させる場合には、作業範囲内へ立ち入りを制限する等措置を講じなければならない。
※架線、構造物又は工事現場の境界に近接して建設機械を使用する場合には、車止めの措置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、見張り員の配置等の措置を講じなければならない。

7 追加特記

5 工事機械（移動式クレーン）

※移動式クレーンの選定に当たっては、自立できるもので、施工条件、近隣環境等と施工計画との関連を検討して、安全な作業ができる能力を持った機械を選定しなければならない。
※移動式クレーンを使用する場合には、作業範囲、作業条件を考慮して、安定度接地圧、アウトリガーの反力等の検討・確認を行い、適切な作業地盤上で使用しなければならない。
※移動式クレーンを使用する場合には、高所及び敷地周辺から、吊荷、吊具等の落下、飛散等に十分注意すると共に、これらによる危害を防止するための措置を講じなければならない。

（排出ガス対策型等建設機械）

※共通事項特記仕様書 「排ガス対策型建設機械等に関する特記仕様書」による。

6 建設廃棄物の処理等

1 再生資材の利用
下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備考

2 建設発生土の利用
盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

3 建設発生土の搬出
工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出するものとして積算している。

受入工事名／施設名称		
工事場所／施設所在地		
連絡先		
仮置場所の有無		
備考		

4 建設廃棄物の搬出
工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとして積算している。

搬出する廃棄物名		
処理施設名称		
施設所在地		
連絡先		
備考		

搬出する廃棄物名		
処理施設名称		
施設所在地		
連絡先		
備考		

搬出する廃棄物名		
処理施設名称		
施設所在地		
連絡先		
備考		

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。
なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第１８条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

6 再生資源利用計画書を作成するものとする。

7 再生資源利用促進計画書を作成するものとする。

8 自ら産業廃棄物を運搬・処分する場合以外は、委託契約書の写しを提出すること。

9 特殊な副産物の処理等については、解体共仕第７章３節による。

10 協議について
建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、１～９の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

番号に○印を付けたものを適用する。

変更	発注者	設計事務所	工事名	図面番号
	新潟県土木部都市局営繕課	○○○○設計事務所	○○○○○○○○工事	A-∞
			図面名称：解体工事特記仕様書（そのⅡ）　Ver.080401	縮尺：Free　意匠　電気　構造　機械